

主な指摘事項【共同生活援助】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	共同生活援助計画の作成等	<p>アセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行い、記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。</p> <p>個別支援計画の作成に係る担当者会議の記録が確認できなかったため、その様式を定め、適切に運用すること。また、担当者会議の開催に当たっては、個別支援計画の原案に対して各担当者等に意見を求めたことが分かる記録とすること。</p> <p>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を利用者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。</p>	2件
運営	勤務体制の確保等	<p>従業員の勤務体制について、職種や勤務場所が不明確なものが見受けられたため、辞令書等で勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況、勤務場所等を明確にすること。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。</p>	2件
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>※本指摘事項については、別途お渡ししている「身体拘束廃止未実施減算に関する改善計画及び改善報告の提出方法について」をご確認いただき、そちらの流れに沿って必要な措置を講じてください（重複しての報告は不要）。</p>	1件
運営	事故発生時の対応	<p>サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた利用者が医療機関等を受診した場合には、当該利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。</p>	1件
報酬	身体拘束廃止未実施減算	<p>当該減算については、身体拘束等に係る記録が行われていない場合及び身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとしている。については、実地指導において、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施していない事実が確認されたため、事実が生じた月の翌月利用分から改善報告において改善が認められた月までの間、利用者全員について、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。</p>	1件